

独立開業にあたって

1. 税務・会計

1.1. 開業時の税務届出（所轄税務署）

全員

- 個人事業の開業・廃業届出書
- 青色申告の承認申請書

※開業後2ヶ月以内（年内）に提出

給料の支払いがある方（従業員がいる場合）

- 給与支払事務所等の開設届出書
- 源泉所得税の納期の特例の承認申請書（年2回納付）

※提出の翌月より適用となります。

最初に設備投資がかさむ場合

- 消費税課税事業者選択届出書

1.2. 所得税の確定申告

個人は、一部の申告不要等の所得を除き、1月から12月に発生した所得をもって、翌年3月15日までに確定申告を行います。所得税には大きく10種類の所得区分があり、事業により生じた所得は事業所得、給料の支給を受けた事による所得は給与所得となります。

※事業所得の計算は、所得の一区分を計算している、という位置づけです。

1月（開業時）～12月までの事業の状況を集計し、青色申告決算書（白色申告の場合は収支内訳書）を作成します。この計算した所得は個人の所得税において、事業所得となります。

※退職年においては会社から源泉徴収票をもらいますが、こちらは給与所得となります。

1.3. 住民税の確定申告

所得税の確定申告をしていれば、住民税の確定申告は不要です。

1.4. 会計処理

事業所得の計算をするにあたっては、Excel で集計をする人もいれば、会計ソフトを使用する方もいます。

青色申告の届出をすると、原則として年 10 万円の青色申告特別控除が受けられますが、次の場合には年 55 万円、年 65 万円の控除を受けることができます。（経費が増えるイメージです。）

55 万円控除

- 複式簿記による記帳
- 貸借対照表も作成・添付
- 期限内に申告を提出する

65 万円控除

上記要件に加え、電子申告をしているか、電子帳簿保存を行っている。

上記の 55 万円控除や 65 万円控除をするにあたっては、会計ソフトを使用する事をお勧めします。安いソフトですと年 1 万円程度で使用できます。私は弥生会計を使用していますが、やよいの青色申告はお勧めできるかと思います。

また、電子申告をするにあたっては、電子署名が必要となります。電子署名のため、IC チップ入りのマイナンバーカードを取得し、カードリーダーも用意します。

個人申告用の会計ソフトでは、会計記帳だけでなく、確定申告書の作成、電子申告まで、機能がついているケースが多いと思います。

1.5. 領収書等

事業で使った経費を必要経費に入れるため、領収書や請求書の保管が必要です。最低限5年間は保存しましょう。また、領収書でなくてもレシートでも大丈夫です。レシートには明細が記載されているため、むしろレシートの方がいいとも言えます。

1.6. 消費税について

自分が消費税を納める課税事業者かどうかは、前々年の売上高等で判定します。例えば2021年の計算をするにあたって、2021年が消費税を計算・納付すべきかどうかは2019年の売上高等で判定します。

2021年に開業した場合、原則として2019年の売上高等はないので、2021年は何もしなければ免税事業者となり、消費税の申告・納付は必要ありません。2022年も2020年の売上高等はないので、免税事業者となります。

ただし、消費税の判定は事業所得のみで考えるものではありませんので、不動産所得や事業にならない程度の雑所得がある場合には、その収入金額・売上高も含めた上で判定をします。

また、2023年の10月よりインボイス方式が導入される予定です。導入されると、課税事業者番号を相手先に提示する必要が出てきますので、法律上は消費税の請求は可能ですが、実質的に相手先の負担が増えますので、結果として、免税事業者は消費税の請求をすることが出来なくなる可能性がありますので、2023年以降が免税事業者の方においては判断が必要になります。

企業とお付き合いをする上で、

○免税事業者のままで請求書を発行するように変更し、相手先にも説明をする

○2023年から課税事業者を選択する
といった判断が必要になります。

2. 社会保険（国民健康保険・国民年金）

2.1. 国民健康保険

会社員の時は、会社が加入している社会保険の健康保険に加入しています。

原則：市町村管轄の国民健康保険に加入することになります。

※基本的に退職日の翌日から14日以内にお住まいの市役所等で手続きを行います。

希望すれば：会社の健康保険組合の任意継続が2年程度は出来ます。

※今まで会社が負担していた分も含めて自分で納付します。

国民健康保険は原則として、年の所得などにより年額が決定され、6月から3月の年10回で納付します。一方、退職前の社会保険は、原則として、月額給料をもとにした標準報酬月額により月額が決定され、年12回の毎月納付となります。

従って、ご自身の所得が給与のみの方は原則通りの方が安くなるはずですが、不動産所得や株式の所得があり、申告している場合には、任意継続をした方が安いケースもあります。

→実際の状況をもとに、両方を試算した上でご判断頂くといいかと思えます。

2.2. 国民年金

会社員の時は厚生年金に加入しておりますが、退職後は国民年金に加入します。

現在の国民年金保険料は 16,610 円／月です。

※お住まいの市役所等で手続きを行います。

会社員の時は年金についても会社と折半で納付していますが、個人事業主になると国民年金を自分で全て納付します。

年金は 3 階建て構造となっています。国民年金が 1 階、厚生年金が 2 階、厚生年金基金が 3 階と言われており、国民年金は 1 階のみですので、厚生年金に比べると納付額は少ないですが、もらう段階になったら、もらう額も少ないです。

3. その他

3.1. 失業保険

開業は失業状態とは言えませんので、失業保険はもらえません。

3.2. 融資

創業時の融資ですが、特別な付き合いがある場合を除いては、独立行政法人の日本政策金融公庫での融資を検討した方がいいかと思います。

→設備投資など、開業時にまとまった資金が必要ないケースにおいては融資を受ける必要はないので、士業の場合で融資を受けた話はあまり聞きません。

3.3. 銀行通帳

個人事業の場合は、屋号を入れた通帳を作って使用することもできますが、個人名義の通帳を使用するケースも多いです。屋号を入れた事業用通帳は、信用金庫などでは、資格の証明書などで証明すれば作りやすいイメージですが、メガバンクはかなり難しい事が想定できます。なお、私はメガバンクの通帳は個人名義の通帳を使用していますが、信用金庫の通帳は屋号を入れています。

また、屋号を入れた事業用通帳は、ネットバンキングを使用する場合に法人相当と考えられ、月額の使用料がかかる可能性があります。メガバンク・都市銀行・信用金庫などではかかる可能性が高い事が想定できます。

なお、いずれの場合においても、個人で使う通帳と事業で使う通帳を分けた方がいいです。会計処理などの面からもお勧めします。

3.4. 小規模企業共済

「自分で積み立てる退職金」という位置づけです。事業を廃止した場合や 65 歳以上で 15 年以上払込をした方は満額以上支給され、その収入は退職金としての計算をすることができます。なお、退職所得は年数×40 万円までは所得税・住民税はかかりません。払込が 15 年未満でも、事業を全て廃止した場合には、基本的には満額以上の給付となります。払込額は月 1,000 円から 70,000 円の 500 円単位で、月払い、半年払い、年払いがあります。

一方、納付額は全額所得税の小規模企業共済等掛金控除となりますので、毎年の所得税・住民税を減らす効果があります。

また、受け取り方を分割で受け取ることも可能ですが、その場合の所得区分は公的年金等の雑所得となります。退職所得に比べると優遇は少ないですが、公的年金等控除額もあり、一般的には事業をやめた後の方が、所得は少ないため、トータルではプラスとなります。

3.5. 国民年金基金

「自分で年金の追加積立」という位置づけです。国民年金保険料を納付している方が対象です。納付額を国民年金基金連合会が運用します。納付額は全額、社会保険料控除となりますので、毎年の所得税・住民税を減らす効果があります。

また、受け取る時には公的年金として受け取ることができます。

3.6. IDECO

国民年金基金と同様、「自分で年金の追加積立」という位置づけです。数百円の事務手数料を除いた金額を自分が指定する方法で運用し、受け取る時には公的年金として受け取ることができます。一時金として受け取ることもできますが、その場合は退職所得となります。

会社員の場合は 5,000 円以上 1,000 円単位で、月 23,000 円が限度で、国民年金の方は、国民年金基金と合わせて月 68,000 円が限度となります。

こちらも小規模企業共済や国民年金基金と同様に、全額所得控除となりますので、毎年の所得税・住民税を減らす効果があります。

加入するためには保険会社や証券会社を選んで手続きします。選んだ会社によって運用商品は変わります。運用商品は投資信託が多いです。